

議案第 83 号

東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
の一部を改正する条例

東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17  
年板橋区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号  
に掲げる職員」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、任命権者  
が地方公共団体の長に報告しなければならない対象の職員を改める必要  
がある。